パワーリハビリテーション研究会四国支部入会申し込みについて

2008’　３月１日改定版

パワーリハビリテーション研究会　四国支部　概要

（目的）

パワーリハビリテーション研究会　四国支部は、四国内のパワーリハビリテーション事業実施施設における高齢者、障害者及び家族、更に介護従事者、医療従事者に対して、介護予防、自立支援に関する教育・研修を含む普及活動・研究を行う。また、その成果を発表するNPOパワーリハビリテーション研究会本部の開催する学術大会に協力を行う。これにより高齢者リハビリテーションならびに障害者リハビリテーション　更には、より良き高齢社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業の種類）

目的を達成するため、NPOパワーリハビリテーション研究会本部の特定非営利活動に基づく事業として、次の事業を行う。

（１）パワーリハビリテーションの研究事業

（２）パワーリハビリテーションの教育事業

（３）パワーリハビリテーションの研修事業

（４）パワーリハビリテーションの普及事業

（入会）

会員として入会しようとするものは、支部長が別に定める入会申込書により、本会に申し込むものとする。（申込み書へ必要事項を記入ファクシミリ送信後、入会金及び年会費をご入金ください。）

（入会金及び会費）

会員は、パワーリハビリテーション研究会　四国支部で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金：個人会員１名につき　1,000円　　または施設会員１施設　10,000円

年会費：個人会員および施設会員１名につき年間会費　3,000円　　とする

（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して３年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

会員は、支部長が別に定める退会届を本会に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は､議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

【パワーリハビリテーション研究会四国支部会員特典】

１）　毎回のパワーリハビリテーション研究会四国支部主催の研修会および勉強会等に優先にて割引料金で参加できます。

２）　ご希望の会員様には、ご参加されたパワーリハビリテーション研究会四国支部開催における研修会および勉強会等に使用作成データー(パワーポイント等にて作成のデーター）をCD－R等にてご提供いたします。
ただし外部講師による研修会・勉強会等の場合を除きます。

【　パワーリハビリテーション研究会　四国支部　会員申込み書　】

私は、パワーリハビリテーション研究会　四国支部の目的を理解し
パワーリハビリテーション四国支部会員に申込みおよび入会金と年会費を納めます。

平成　　年　　月　　日

入会分類

□ 個人会員へ入会申込み

□ 施設会員へ入会申込み

住所　フリガナ	ご連絡先
〒	TEL FAX メールアドレス
氏名　フリガナ	
所属ご施設名および住所　　フリガナ	
〒	TEL FAX メールアドレス

入会金：個人会員１名につき　1,000 円　　または施設会員１施設　10,000 円
年会費：個人会員および施設会員１名につき年間会費　3,000 円

入会申込みの方は高松信用金庫　弦打支店　口座番号　普通　５０１８１０８
NPO 法人ﾊﾟﾜｰﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ研究会　四国支部香川県局　代表者　花房　伸（ハナブサノブル）までお振込みください。

〒761-8004　香川県高松市中山町 741-1　TEL087-881-8123　　FAX087-881-8123
パワーリビリテーション研究会四国支部　事務局（介護老人保健施設　ハピネス内）